

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添6）

○水産業競争力強化緊急施設整備事業

（水漁機構が行う業務）

第1条 水漁機構は、水産業競争力強化緊急施設整備事業（以下、別添6において「本事業」という。）の実施に当たり、以下の業務を行う。

なお、（2）及び（3）については、変更の都度実施する。

- （1）運用通知第3の9-1の（3）のウの（イ）のf（以下、「運用通知の実施手続」という。）において水漁機構が行うものとされた事項
- （2）運用通知第3の9-1の（3）に定める業務要領の作成及び都道府県に対する通知
- （3）本事業に係る実施要領、交付要綱及び運用通知の都道府県に対する通知
- （4）施設整備事業計画ごと、配分期間ごとの配分上限額、交付決定額、概算払可能額、概算払額、精算払可能額及び精算払額の管理

（事業の実施手続）

第2条 本事業の実施に当たり、運用通知の実施手続に定めのある他、以下のとおり手続きを定める。

- （1）水漁機構は、都道府県から運用通知の実施手続の（e）のiiiの交付申請を受けたときは、以下の点について内容を確認のうえ、助成すべきものと認めたときは、基金の残額の範囲内で速やかに交付決定を行い、別記様式第7-1号により都道府県に通知を行うとともに、その写しを水産庁長官に提出する。
 - ア 運用通知の実施手続の（a）のiの（vi）により承認を行った旨通知された計画に基づく申請であること
 - イ 運用通知の実施手続の（e）のiiにより通知された配分上限額以内の申請であること
 - ウ 運用通知の実施手続の（e）のivにより水産庁長官から交付決定に対する同意の旨が通知されていること
 - エ 交付申請額が、運用通知の別紙2に定める助成率を超えていないこと
 - オ 当該計画に対し既に助成を行っている場合は、交付決定後の助成額の合計額（運用通知9-1の（3）のウの（ア）のcの（d）に定める施設撤去費を除く）が運用通知9-1の（3）のウの（イ）のaの（g）のiに定める上限額を超えていないこと
 - カ 都道府県附帯事務費及び市町村附帯事務費が運用通知9-1の（3）のウの（イ）のdに定める上限額を超えていないこと
 - キ その他、運用通知及び本事業について別途定められた通知等に反するものではないこと
- （2）水漁機構は、（1）の交付決定の通知に当たり、別記様式第7-1号に定めるほか、必要に応じ条件を付する。
- （3）水漁機構は、都道府県から運用通知の実施手続の（e）のxiによる交付決定の変更の申請を受けたときは、（1）に準じて内容を審査のうえ、変更すべきものと認めたときは速やかに交付決定の変更を行い、別記様式第7-2号により都道府県に通知を行うとともに、その写しを水産庁長官に提出する。

なお、この場合において（1）のイの「iiにより通知された配分上限額」を「ixにより通知された変更後の配分上限額」と、（1）のウの「ivにより水産庁長官から交付決定に対する同意の旨」を「xiiにより水産庁長官から交付決定の変更に対する同意の旨」と読み替えるものとする。
- （4）水漁機構は、運用通知の実施手続の（e）のxiiiなお書きに基づく交付決定の変更を行うときは、その内容について事前に水産庁長官と調整する。
- （5）都道府県は、運用通知の実施手続の（i）のiの請求をするときは、別記様式第7-3号により行うものとする。
- （6）水漁機構は、運用通知の実施手続の（i）のiiの審査において、以下の点を確認する。
 - ア 交付決定の内容（交付決定の変更を行った場合は、変更後の内容）に対し、運用通知の実施手続の（e）のxiの（i）から（iv）までに該当する事項がないこと

イ 請求金額が、概算払の請求にあつては運用通知の実施手続の（f）のiiにより通知された概算払可能額、精算払の請求にあつては運用通知の実施手続の（g）のiiにより通知された精算払可能額を超えていないこと

ウ その他、運用通知及び本事業について別途定められた通知等に反するものではないこと

（7）水漁機構は、運用通知の実施手続の（i）のvの返納期限を定めるときは、事前に水産庁長官と調整する。

（その他）

第3条 本事業の実施に当たり、運用通知、本業務要領、本事業について別途定められた通知等で定められていない事項については、水産庁長官と協議するものとする。